

令和元年度入間郡市同和対策協議会市町人権講演会等一覧表

(川越市・所沢市・飯籠市・狭山市・入間市・富士見市・ふじみ野市・板戸市・鶴ヶ島市・日高市・三芳町・毛呂山町・越生町)

※会場によって駐車場の台数などが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

| 開催日時 | 開催内容 | 備 考 |
|--|--|--|
| 令和元年 10 月 23 日 (水) 開 場 : 9 時 45 分 開 会 : 10 時 00 分 終 了 : 11 時 30 分 | 「第 2 回人権啓発講座」 会 場 : 入間市市民活動センター 活動室 1. 入間市豊岡 4-2-2 講 師 : 特別養護老人ホーム杏樹苑・浴々館 施設長 田中 孝彦 氏 演 題 : 高齢者の人権 「高齢者の尊厳が守られる社会資源 をめぐって」 問合せ先 : 入間市教育委員会社会教育課 電話 04-2964-1111 (内線 4122) | 参加費 : 無 料 手話通訳 : 有 託 児 : 有 (要予約) 駐 車 場 : 無 定 員 : 30 名 対 象 : 18 歳以上の市 内在住・在勤・在学者 |
| 令和元年 11 月 8 日 (金) 開 場 : 9 時 45 分 開 会 : 10 時 00 分 終 了 : 12 時 00 分 | 「令和元年度 人権啓発企業研修会」 会 場 : 所沢市役所 8 階大会議室 所沢市並木 1-1-1 講 師 : 株式会社 情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤 佳弘 氏 演 題 : インターネットと人権について 問合せ先 : 所沢市役所経営企画部人権推進室 電話 04-2964-9150 (直通) | 参加費 : 無 料 手話通訳 : 無 託 児 : 無 |
| 令和元年 11 月 9 日 (土) 開 場 : 13 時 30 分 開 会 : 14 時 00 分 終 了 : 15 時 30 分 (予定) | 「生涯学習人権教育講座」 会 場 : 毛呂山町東公民館 (学習ホールめじろ) 講 師 : 大西 秀樹 氏 (埼玉医科大学教授) 演 題 : 「医療と人権問題」 問合せ先 : 毛呂山町生涯学習課 電話 : 049-295-2112 (内線 521) | 参加費 : 無 料 手話通訳 : 無 託 児 : 無 駐 車 場 : 有 定 員 : 100 人 |
| 令和元年 11 月 13 日 (水) 開 場 : 13 時 00 分 開 会 : 13 時 30 分 終 了 : 15 時 00 分 (予定) | 「令和元年度 人権問題講演会」 会 場 : 毛呂山町役場 201 会議室 講 師 : 速水 千穂 氏 (特別養護老人ホームななふく苑 施設長) 演 題 : 「障害のある人の人権」 問合せ先 : 毛呂山町企画財政課 電話 : 049-295-2112 (内線 322) | 参加費 : 無 料 手話通訳 : 無 託 児 : 無 駐 車 場 : 有 定 員 : 60 人 ※職員や民生委員さんなど 向けの講演会ですが、 町内の事業所 (銀行や不 動産業者等) にもご案内 をお送りしています |

| 開催日時 | 開催内容 | 備考 |
|--|---|--|
| 令和元年11月15日(金) 開場：13時15分 開会：13時30分 終了：15時00分 | 「入間市企業人権問題講演会」 会場：入間市市民会館 1号室 入間市豊岡 3-10-10 講師：社会保険労務士 加島 正信 氏 演題：障がい者の雇用について 問合せ先：入間市商工観光課 電話 04-2964-1111 (内線 4255) | 参加費：無料 手話通訳：無 託児：無 駐車場：有 定員：50名 対象：市内在在の勤 労者、市内企業・事業所 等にお勤めの方 |
| 令和元年11月17日(日) 開場：12時30分 開会：13時00分 終了：15時00分 | 「令和元年度 人権啓発講演会」 会場：所沢まちづくりセンター中央公民館 ホール 所沢市元町 27-5 講師：ドリアン助川氏 (作家) 演題：なぜ私たちは生まれてきたのか ～所沢で生まれた小説『あん』でハン セン病快復者の人生を描いた理由～ 問合せ先：所沢市役所経営企画部人権推進室 電話 04-2964-9150 (直通) | 参加費：無料 手話通訳：有 託児：無 |
| 令和元年12月7日(土) 開場：13時00分 開会：13時30分 終了：16時00分 | 「令和元年度三芳町人権教育実践交流会」 会場：三芳町立中央公民館ホール 映画上映 作品名：自転車日本縦断ロードムービー StartLine (スタートライン) 問合せ先：三芳町役場 社会教育課 電話 049-257-4266 (直通) | 参加費：無料 手話通訳：有 託児：無 |
| 令和元年12月13日(金) 開場：9時45分 開会：10時00分 終了：11時30分 | 「第3回人権啓発講座」 会場：入間市市民活動センター 活動室1 入間市豊岡 4-2-2 講師：日々輝学園高等学校 東京校 校長 野口 隆司 氏 演題：子どもの人権 「一人一人を元気に大切に社会」 問合せ先：入間市教育委員会社会教育課 電話 04-2964-1111 (内線 4122) | 参加費：無料 手話通訳：有 託児：有 (要予約) 駐車場：無 定員：30名 対象：18歳以上の市 内在住・在勤・在学者 |

| 開催日時 | 開催内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和2年1月8日(水)・9日(木)(2日間開催) 両日とも 開場：13時00分 開会：13時30分 終了：16時00分 | 令和元年度「越生町人権問題講演会」 会場：越生町中央公民館 視聴覚ホール 講師：未定 演題：未定 問合せ先：越生町 総務課 電話 049-292-3121 (代) | 参加費：無料 手話通訳：有 託児：無 |
| 令和2年1月17日(金) 開場：13時00分 開会：13時30分 終了：15時00分 | 「令和元年度人権問題市民・企業講演会」 会場：ふじみ野市役所本庁舎A大会議室 講師：埼玉県人権推進課講師 演題：「(仮称)現代の様々な人権問題について考える」 問合せ先：ふじみ野市役所市民生活部 市民総合相談室 電話 049-262-9001(直通) | 参加費：無料 要約筆記：有 駐車場：有 定員：60人 |
| 令和2年1月22日(水) 開場：12時45分 開会：13時15分 終了：15時15分 | 「令和元年度狭山市人権問題講演会」 会場：狭山市市民会館小ホール 狭山市入間川 2-33-1 講師：大前 光市 氏 (プロダンサー) 演題：誰にでも輝ける場所がある 問合せ先：狭山市役所総合政策部政策企画課人権推進室 電話 04-2953-1111 (内線 7131) | 参加費：無料 手話通訳：有 託児：有(要予約) 駐車場：有 定員：350人 |
| 令和2年1月23日(木) 開場：13時30分 開会：14時00分 終了：16時00分 | 「令和元年度川越市人権問題講演会」 会場：川越西文化会館 ホール 川越市鯨井 1556-1 講師：清水 展人 氏 (日本 LGBT 協会代表理事) 演題：男らしく、女らしくより、自分らしく生きる～あなたのそばにいる性的マイノリティー～ 問合せ先：川越市役所総務部人権推進課 電話 049-224-5579(直通) | 参加費：無料 手話通訳：有 託児：有(要予約) 駐車場：有 定員：352人 |

| 開催日時 | 開催内容 | 備考 |
|--|---|---|
| 令和2年1月25日(土) 開場:13時30分 開会:14時00分 終了:16時00分 | 「ヒューマンフェスタ2020」 会場:三芳町文化会館コピスみよし 講師:上野 千鶴子 演題:未定 (男女共同参画に関することを予定) 問合せ先:三芳町役場 総務課 電話 049-258-0019 | 参加費:無料 手話通訳:有 託児:有 |
| 令和2年1月29日(水) 開場:9時45分 開会:10時00分 終了:12時00分 | 「令和元年度 人権啓発企業研修会」 会場:所沢市役所 全員協議会室 所沢市並木1-1-1 講師:東日本部落解放研究所 吉田 勉氏 演題:部落差別について 問合せ先:所沢市役所経営企画部人権推進室 電話 04-2964-9150 (直通) | 参加費:無料 手話通訳:無 託児:無 |
| 令和2年2月2日(日) 開場:13時00分(予定) 開会:13時30分 終了:15時30分 | 「令和元年度飯能市人権啓発講演会」 会場:飯能市役所 本庁舎別館2階会議室(予定) 講師:認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク理事長 吉田恒雄氏 演題:子どもの人権について 問合せ先:飯能市役所 企画調整課 電話 042-973-3323(直通) | 参加費:無料 手話通訳:有(予定) 託児:有(予定) 駐車場:あり 定員:200人 |
| 令和2年2月5日(水) 開場:未定 開会:10時00分(予定) 終了:11時30分(予定) | 「人権問題講演会」 会場:産業文化センター 第2集会室 講師:NPO法人 Women's Eye 代表理事 石本 めぐみ氏 演題:災害時における女性の人権(仮称) 問合せ先:入間市教育委員会社会教育課 電話 04-2964-1111(内線4122) | 参加費:無料 手話通訳:有(予定) 託児:有(予定) 駐車場:無 定員:80名(予定) 対象:市内在住・在勤・在学者 |
| 令和2年3月23日(月) 開場:13時15分 開会:13時30分 終了:15時00分 | 「令和元年度 人権啓発企業研修会」 会場:所沢市役所 8階大会議室 所沢市並木1-1-1 講師:認定特定非営利活動法人 ReBit(リビット) 小川 奈津巳氏 演題:性の多様性(LGBT)について 問合せ先:所沢市役所経営企画部人権推進室 電話 04-2964-9150(直通) | 参加費:無料 手話通訳:無 託児:無 |

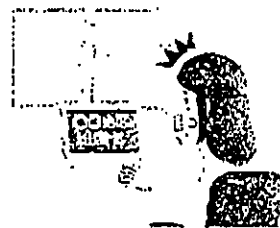
「部落差別の解消の推進に関する法律」が 平成28年12月16日から施行されました

同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経緯と課題

- ・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。
- ・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。
- ・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額な書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



法務省の人権擁護機関の取組

- ・従来から、同和問題（部落差別）の解消を重要な人権課題と捉え、啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。
- ・また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

◎同和問題（部落差別）を始めとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方は御相談ください。

・みんなの人権110番 0570-003-110

・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

◎同和問題（部落差別）に関する参考資料

- ・「えせ同和行為対応の手引」 <http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
- ・「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp>

法務省・全国人権擁護委員連合会

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本國憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに國及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（國及び地方公共団体の責務）

第三条 國は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、國との適切な役割分担を踏まえて、國及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 國は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、國との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 國は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、國との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 國は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

國及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 國は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。